

「健康しが」活動創出支援事業にかかる質問回答（提出書類）

No.	カテゴリ	質問内容	回答	備考
1	提出書類	補助対象経費は、消費税額抜き金額での申請金額かと思いますが、消費税の課税事業者か免税事業者であるかの記載場所がなかったかと思いますが、申請時には不要ということではなかったでしょうか？	消費税額込みで申請いただいて構いません。また、当補助金は課税事業者、免税事業者どちらでもご応募いただけます。ただし、消費税法第30条第1項に規定する「仕入れにかかる消費税額の控除」の適用を受ける事業者である場合、交付要綱第12条にあるとおり、消費税額確定後に「消費税等仕入れ控除額報告書（別記様式第5）」をご提出ください。なお、補助金に係る消費税等仕入れ控除税額があることが確定した場合には、当該消費税等仕入れ控除税額を県に返還する必要があります。	
2	提出書類	補助対象経費の申請については、見積書は不要でしょうか？ 見積書が必要な場合は、見積書の有効期間はいつまでのものにしておいたらよろしいでしょうか？	見積書は不要です。「Ⅲ 応募申込書の提出」の「1. 提出書類」にあります「③積算詳細（別紙2）」をご提出ください。	
3	提出書類	新たなグループの役員名簿がない場合はどうすればよいか。	役員名簿（別紙4）は必ず提出してください。代表者、リーダーを決めていただければ差し支えありません。 団体運営に関する書類（定款または規約）は、ない場合は作成のうえ、必ず提出してください。	
4	提出書類	提出する役員名簿は本名で記載する必要があるか。芸名等でもよいか。	本名で記載してください。	
5	提出書類	個人事業主のため規約などが無い場合は、団体規約を提出しなくてよいか。	この補助金は団体に対する助成のため、個人事業主は補助対象になりません。 法人格の有無を問わず新たなグループを立ち上げ、規約を作成し提出していただければ受付可能です。定款または規約は必ず提出してください。	
6	提出書類	応募書類の「団体運営に関する書類」は、株式会社の場合、定款か登記事項証明書（登記簿謄本・履歴事項全部証明書）のどちらか。	募集要項に記載のとおり、定款を提出してください。	
7	提出書類	「様式1」中「代表者」欄は、支部の代表者名として応募しても差し支えないか	差し支えありません。	
8	提出書類	しがネット受付サービスの使い方が分からない。	健康しがポータルサイトにしがネット受付サービスの利用方法を説明していますので、そちらをご覧ください。 https://www.kenkou-shiga.jp/post/5221.html	
9	提出書類	申請書類に必要事項が記入されているか申請前に事前確認を受けることは可能か。	事前確認および企画提出後の修正は受け付けません。記入例を参考に申請者でご確認ください。	